

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局(社会)

# 目 次

1	「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について . . . . .	2
2	生活困窮者自立支援制度の推進について . . . . .	6
3	生活保護制度について . . . . .	10
4	自殺対策の推進について . . . . .	16
5	ひきこもり支援について . . . . .	19
6	成年後見制度の利用促進について . . . . .	22
7	福祉・介護人材の確保対策について . . . . .	24
8	社会福祉法人制度等について . . . . .	26
9	社会福祉施設等の防災・減災対策等について . . . . .	29
10	矯正施設退所者の地域生活定着支援について . . . . .	32

# 1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

## (1) 現状・課題

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業(新事業)を創設した。
- 新事業の施行(令和3年4月)に向けて、より多くの市町村において、事業の実施や次年度以降の実施に向けた準備を進める必要がある。

## (2) 令和3年度の取組

- 新事業を実施する市町村に、従来、各分野(介護、障害、子育て、生活困窮)ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助そして新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る事業への補助を加えて一体的に執行できる重層的支援体制整備事業交付金を交付する。
- 令和4年度以降に新事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業にかかる補助を実施。
- 重層的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施。
- また、国において、都道府県・市町村職員や新事業に従事する者等を対象とした人材養成事業を実施。

## (3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、新事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、新事業の実施計画の策定や新事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いします。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いします。

# 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

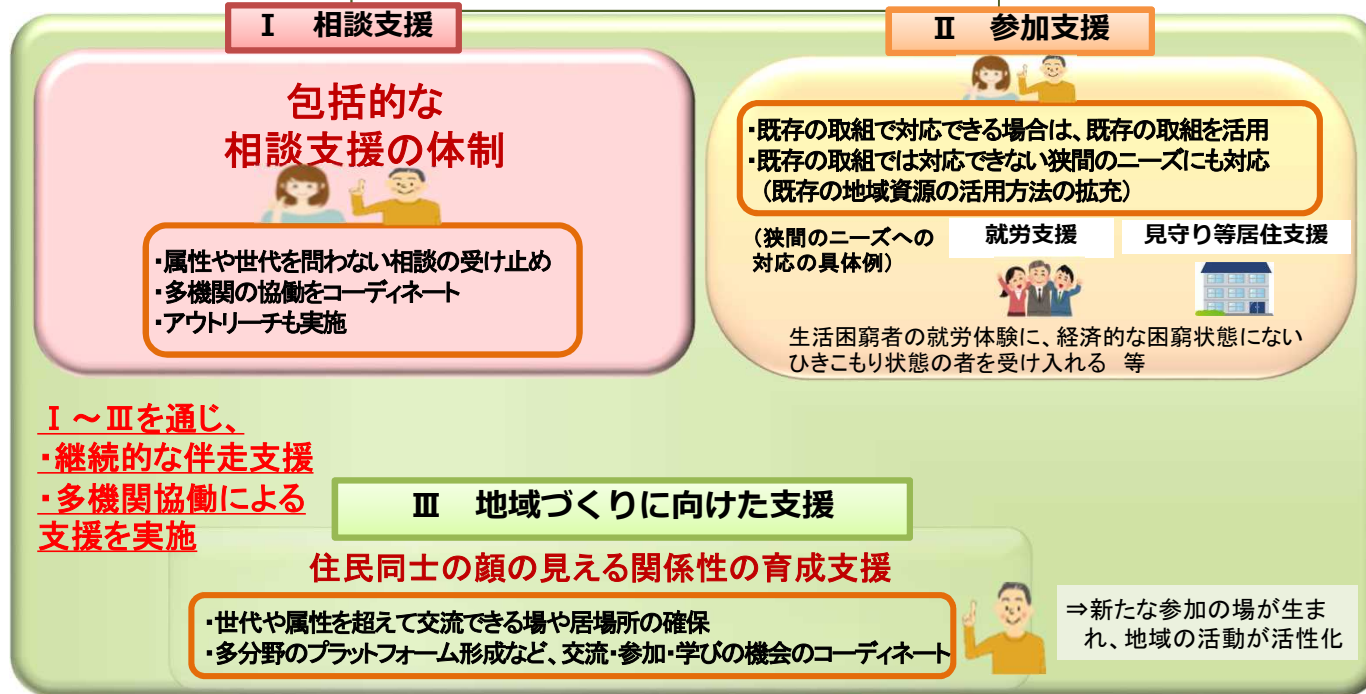
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

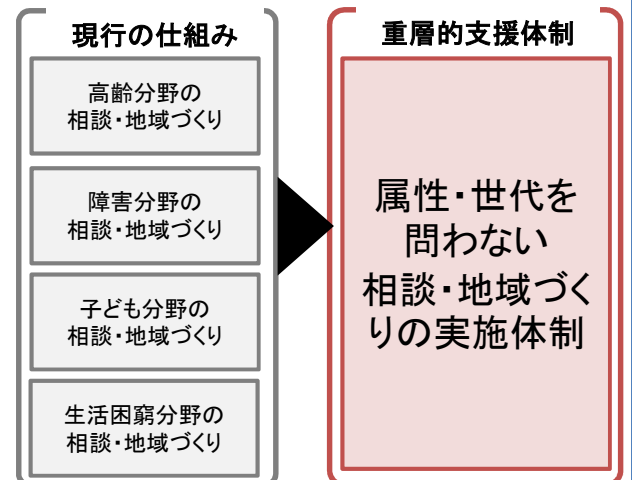
→ **令和3年4月1日施行**

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



# 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和3年度予算案  
116億円

## 【重層的支援体制整備事業】令和3年度予算案:76億円

○ 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の事業に必要な経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの運営（介護分野）</li> <li>・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野）</li> <li>・利用者支援事業（子ども・子育て分野）</li> <li>・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）</li> </ul> </li> </ul>	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の事業に必要な経費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野）</li> <li>・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野）</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野）</li> <li>・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）</li> </ul> </li> </ul>	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費</li> </ul>	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

## 【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】令和3年度予算案:40億円

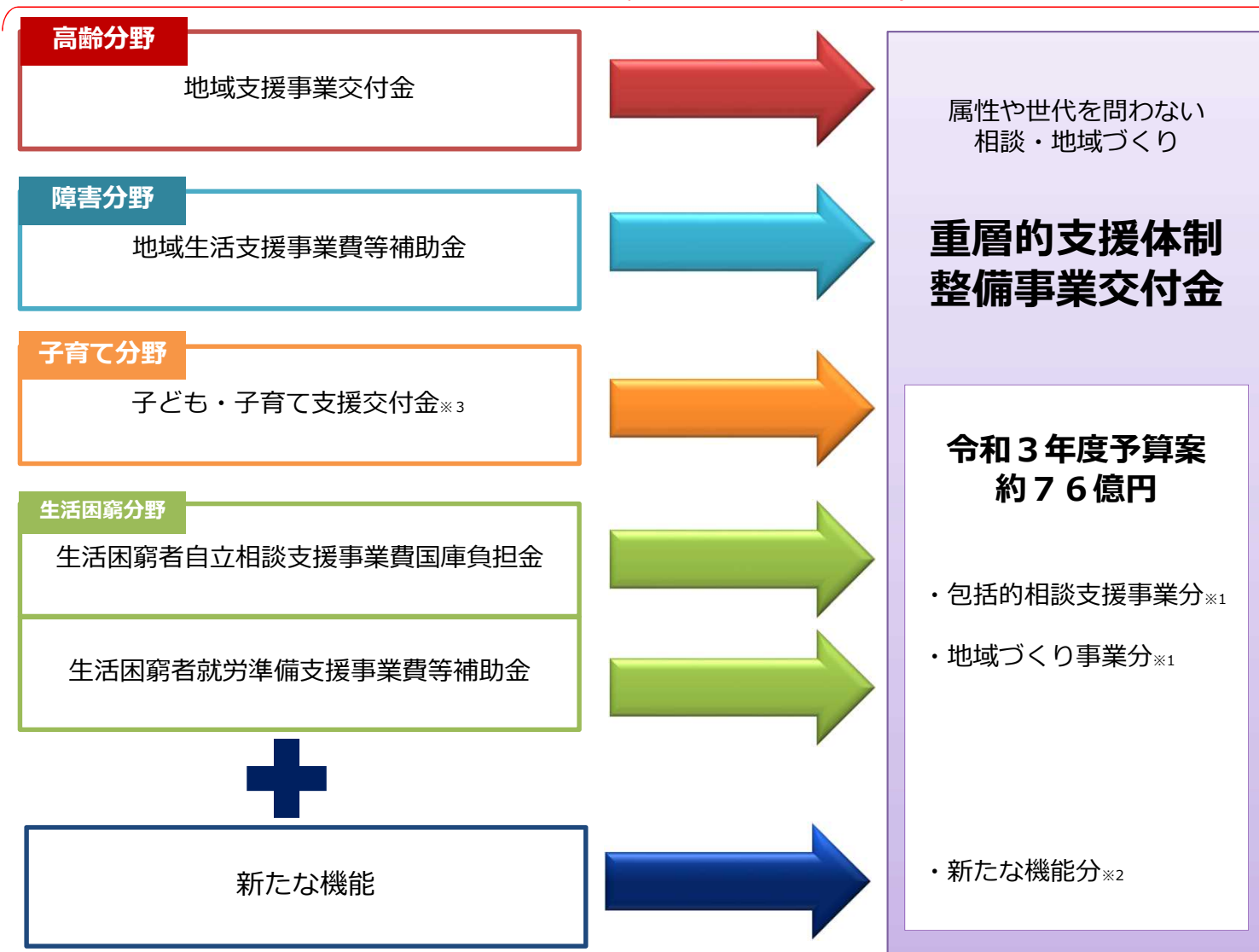
○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新事業への移行準備のために必要な経費</li> </ul>	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費</li> </ul>	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費</li> </ul>	国	(委託費)

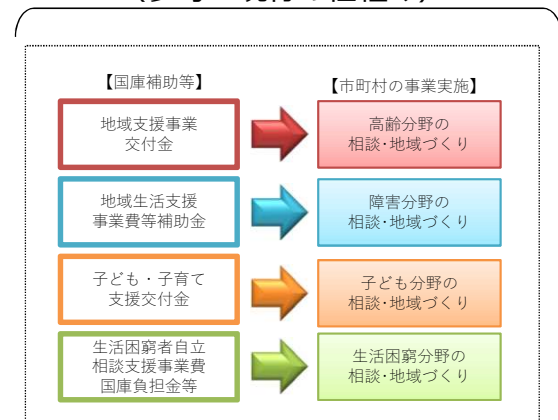
# (令和3年度予算案) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



## <※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
  - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
  - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
  - ・子育て（利用者支援事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

## ○地域づくり事業

- ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
- ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮（生活困窮者の共助の基盤づくり事業）

## <※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

## <※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

## 2 生活困窮者自立支援制度の推進について

### (1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方々へ必要な支援を行うため、
  - ① 生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金等について、低所得世帯の要件等を緩和した特例貸付の実施
  - ② 住居確保給付金について、離職・廃業等により、住居を失うおそれがある方への支給を着実に実施すること
  - ③ 急増する相談ニーズに対応するための自立相談支援機関の相談員の加配等を進めてきた。
- 昨年12月にとりまとめられた経済対策に基づき、緊急小口資金等の特例貸付は、申請受付期限を令和3年3月末まで延長し、住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症の特例として、令和2年度中の新規申請について、支給期間を最長12か月まで延長。  
また、緊急事態宣言等により引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付については、その返済の開始時期（据置期間）を令和4年3月末まで延長。
- 新型コロナウイルス感染症や経済情勢等を踏まえつつ、引き続き、自立に向けた継続的な支援が求められる。

### (2) 令和3年度の取組

- 生活困窮者自立支援制度による支援の充実を目的として、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を進める。  
また、支援の充実のため、就労準備支援事業等の完全実施に向け、引き続き、特に重点的な支援が必要な都道府県に対する「重点支援」を進める。
- 緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金が終了する方に対しては、支援が途切れないよう、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所等の連携の下、切れ目ない支援を行う。

### (3) 依頼・連絡事項

- 令和2年度第三次補正予算案に盛り込んだ、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）を活用し、各地域における課題を踏まえた生活困窮者支援の強化をお願いします。また、就労準備支援事業等が未実施の自治体によっては、必要な支援を届ける観点から、実施に向けた対応をお願いします。
- 支援にあたっては、ハローワークや福祉事務所との連携フローを改めて確認するなど、求職者支援訓練や生活保護等との切れ目ない支援を進めていただきたい。

# 個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第三次補正予算案: 4,199億円  
(予算措置額合計: 1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円  
令和2年度第一次補正予算額 359億円  
令和2年度第二次補正予算額 2,048億円  
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円  
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。  
⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

## 【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等※1の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内※2
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

## 【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内※2
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内追加で貸付を行うことができる。

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。



# 住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度予算案 298億円の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、905自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】・離職・廃業後2年以内の者

・給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

再々延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)と読み替える

等

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

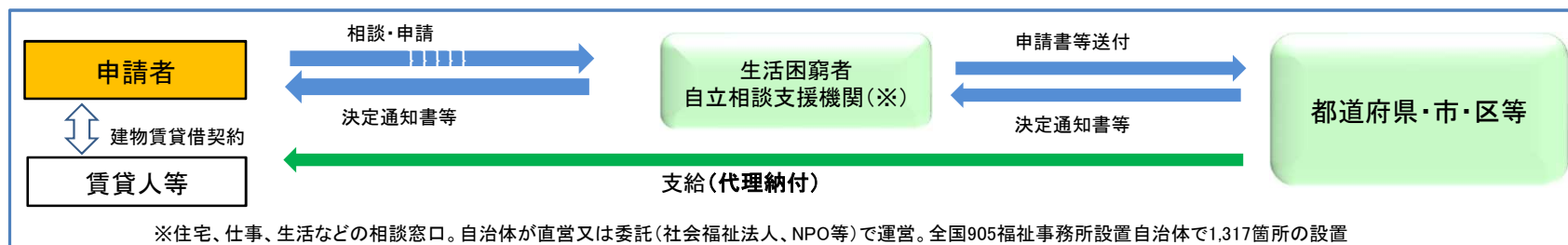
生活困窮者自立支援法施行規則第3条第2号による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申し込みは求めない

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【事業スキーム】



# 生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算案

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)(140億円)の内数

## 【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第二次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

### 事業実施主体

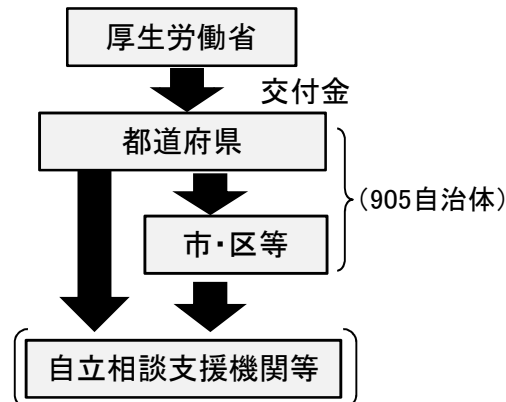
都道府県・市・区等  
(福祉事務所設置自治体、  
905自治体)

### 事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

### 補助の流れ



### 補助率

国 3/4

## 3 生活保護制度について

### (1) 現状・課題

- 令和2年10月時点の生活保護受給者数:約205万人、生活保護受給世帯数:約164万世帯(うち高齢者世帯が55%)。前年同月比の申請件数は、令和2年4月は24.8%と大きく増加。同年5月～10月は減少又は微増止まりとなっている。生活保護費負担金(事業費ベース)は、3.8兆円(令和3年度当初予算案)。
- 医療扶助におけるオンライン資格確認に向けた対応が求められている。
  - ・ 医療保険制度において、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行。
  - ・ 新デジタル・ガバメント実行計画(令和元年12月20日閣議決定)において、令和5年度中の実施に向け、医療扶助についても検討を進める旨記載。
  - ・ 昨年、「医療扶助に関する検討会」(座長:尾形裕也九州大学名誉教授)を開催し、導入に向けた方向性をとりまとめ。(令和2年11月30日)
- 平成30年6月に公布された生活保護法の改正等により、「被保護者健康管理支援事業」が創設され、令和3年1月施行。

### (2) 令和3年度の取組

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえた、適切な保護の運用に係る周知徹底等に取り組む。
- 医療扶助に関する検討会における、医療扶助のオンライン資格確認導入についての方向性を踏まえ、生活保護法等の改正案を、本年の通常国会の提出に向けて検討中。
- データに基づいた生活習慣病の予防等を行う「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化されたことから、円滑に実施するために必要な経費を確保することとしている。

### (3) 依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルスの影響を踏まえ、保護の申請権の確保等の適切な運用についての一層の指導等や、保護施設等における感染拡大防止の徹底、生活困窮者及び生活保護受給者の住まいの確保の取組の推進をお願いしたい。
- 令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入に向け、今後、具体的な運用の在り方や必要なシステム改修等について検討の上、順次説明していくこととしている。
- 令和3年1月から必須事業化された「被保護者健康管理支援事業」が全ての福祉事務所で着実に実施されるよう、指導をお願いするとともに、頻回受診対策等、更なる医療扶助の適正化に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。
- 次の生活保護基準検証に向け、令和3年度に社会保障審議会生活保護基準部会を再開予定。部会において、現在開催中の検討会における報告を踏まえた検証手法の検討や、級地の指定に係る検討などを予定(検証結果は令和5年度以降の改定に反映)。

# 生活保護の最近の状況

## ■生活保護受給者数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数（万人）	206.8	206.4	206.7	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0
対前年同月比（％）	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2
対前月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03	0.02

## ■生活保護受給世帯数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	163.6	163.3	163.5	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7
対前年同月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002	▲ 0.1
対前月比（％）	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02	0.1

## ■保護の申請件数

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	18,660	16,118	21,026	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621
対前年同月比（％）	0.9	▲ 3.4	7.4	24.8	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.0	1.8	1.8
対前月比（％）	14.9	▲ 13.6	30.5	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9	▲ 2.0

## ■保護開始世帯数（決定件数）

	令和2年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	14,992	15,042	18,716	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928
対前年同月比（％）	1.6	▲ 3.2	6.4	14.8	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6	▲ 3.4
対前月比（％）	▲ 9.7	0.3	24.4	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5	1.9

※速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

# 新型コロナウイルス感染症対策に関連した生活保護の一連の対応について

## 1. 申請権の侵害の防止、速やかな保護決定等

### 申請権侵害の防止、速やかな保護決定等

- 自立相談支援機関で生活保護が必要とされる者を福祉事務所につなぐ等の緊密な連携
- 面接時の適切な対応（申請権を侵害しないこと）、速やかな保護決定
- 居住地がない者に対する現在地での保護の徹底
- 福祉事務所の面接相談業務や保護決定までの手続きの事務の補助を行う臨時職員の雇い上げ費用を補助（第二次補正予算）
- 地方創生臨時交付金を利用した事業として、休日開所や業務のデジタル化等の取組を行うことが可能である旨を周知

### 感染防止への配慮

- ・申請時、対面は最小限の時間とし、その他は電話等による聴取 ・対人距離の確保、マスク着用等の感染防止 ・待機場所での感染拡大の防止への配慮、等を依頼
- 最低年2回としている訪問調査の延期等（この場合、電話等で状況を確認）が可能と周知

### 一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援

- 民間宿泊所、ビジネスホテル等の確保を依頼。保護施設等への入所が必要な方については、施設入所を行う等の対応を周知。無料低額宿泊所等への入居について、やむを得ない場合を除き、個室への入居の促進を依頼。
- 生活に困窮し住まいを失った方等に対し、アパート等の居室確保や定着支援を行い安定した住まいの確保を推進（第二次補正予算）
- やむを得ず一時的に民間宿泊所等を利用して生活保護が開始された場合、転居後の一般住宅等（アパート等）の住宅扶助費とは別に、住宅扶助基準の特別基準の限度額内で、一時的な宿泊料等を支給可。
- 就労支援等の補助業務を行う事務員増、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた就労支援の強化（第三次補正予算案）

## 2. 弾力的な運用の周知

### 保護の要否判定等の弾力的な運用

- 求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保（活用していない場合も保護受給可能）。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、緊急事態措置期間経過後に収入が増加すると考えられるときの柔軟な対応に係る留意点を通知
  - ・通勤用自動車の保有
  - ・自営業者等の転職指導等を行わないこと

### 学校教育における対応

- 緊急事態措置区域外も含め、小学校等が臨時休業となった場合に、臨時休業期間中の学校給食費に相当する額が生活保護受給者の手元にわたるよう対応。
- オンライン学習等のICT教育に係る通信費を教材費として支給

### 医療扶助における医療券方式の取扱い

- 医療券入手のために福祉事務所を訪問せずに受診できるような取扱い。

### 特別定額給付金等の収入認定除外

- 特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金（基礎給付）について、収入認定から除外（受給者の手元に残す）。

※令和2年4月に無料低額宿泊所の規制強化。  
原則、個室だが3年間の経過措置期間中。

## 3. 保護施設、無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む。）における対応

### 事業実施体制

- 保護施設について、人員・設備基準等の柔軟な対応を周知。できる限りの支援を行った場合は措置費の対象。無利子・無担保の融資対象（福祉医療機構）。

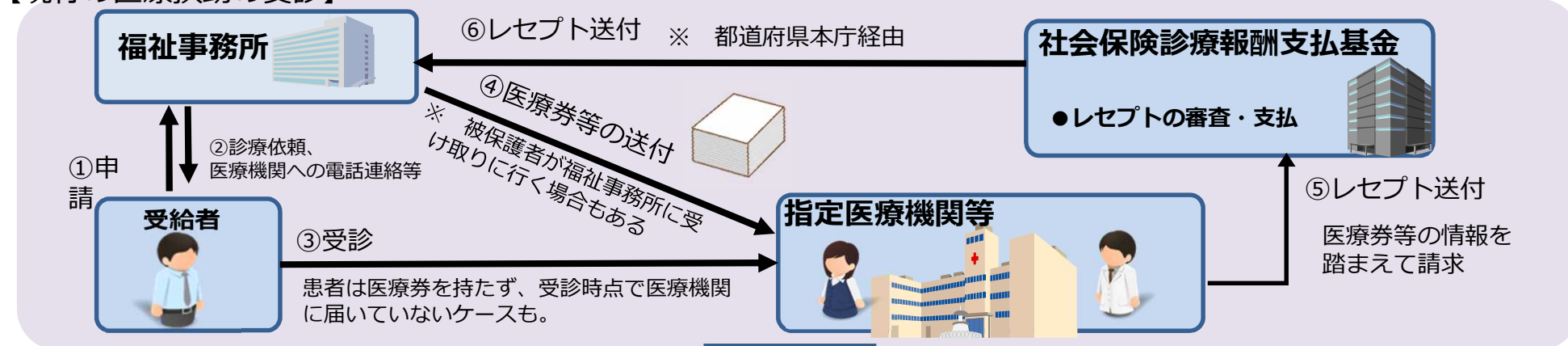
### 感染症拡大防止対策

- 入居者、職員用のマスクや消毒エタノールを優先配布するとともに、「3密」を避ける等の感染症拡大防止の取組を依頼。
- 消毒液等衛生用品等の購入、消毒の実施等の衛生環境改善、パーテーションの設置等への補助（第一・二次補正予算、第三次補正予算案）
- 保護施設及び無料低額宿泊所の個室化、感染予防マニュアルの作成等事業継続・再開に向けた各種取組への費用補助（第一・二次補正予算、第三次補正予算案）
- 無料低額宿泊所について、個室利用、衛生管理体制の整った居室の利用等の促進を周知、感染者が発生した場合に一時的に待避する居所の確保に係る経費等の補助（第一・二次補正予算、第三次補正予算案）
- 保護施設等において、新規入所者等の健康観察のための一時滞在場所の確保等を支援（施設事務費特別基準）
- 救護施設の職員への慰労金を補助（第二次補正予算）

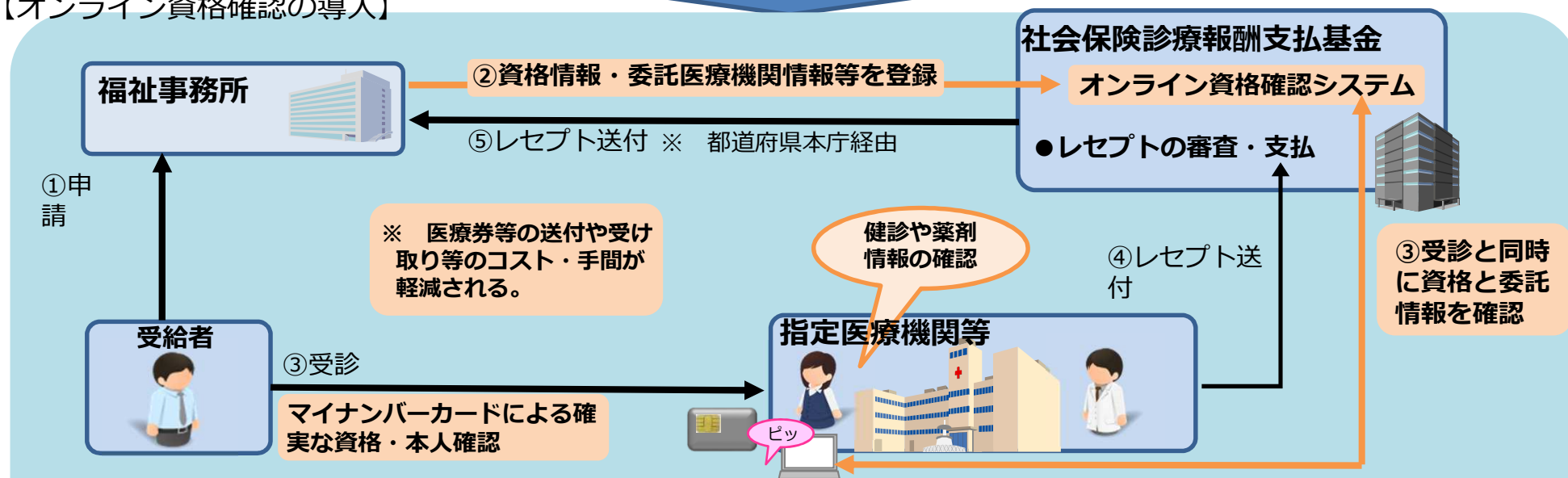
# 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入

- 生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、①マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、②医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高める。
- 適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持。

## 【現行の医療扶助の受診】



## 【オンライン資格確認の導入】



※ 医療機関等でオンライン資格確認の設備が整っていない場合等マイナンバーカードによる資格確認ができない場合については、医療券を併用し、必要な受診に支障がないようにする。

# 生活保護受給者の健康管理支援の推進

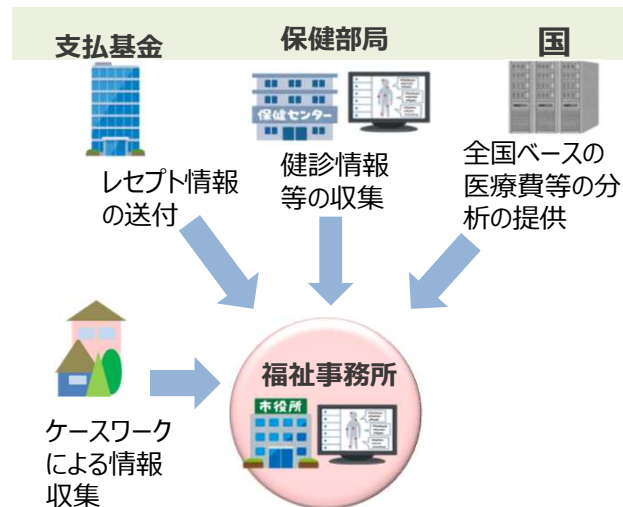
## ～健康管理支援事業の実施～

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施**することとなったため、**全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

### 被保護者健康管理支援事業の流れ

#### ① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



#### ② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のオに加え、ア～エから選択

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

#### ③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

#### ④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

**健康の保持増進により、被保護者の自立を助長**

# 生活保護関係の令和3年度予算案

- 生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- また、生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行い、生活保護の適正実施を推進する。

## 生活保護費負担金

令和3年度予算案 2兆8,218億円（対前年度当初予算額 ▲ 0.3億円）

内訳	生活扶助等	1兆2,940.1億円	（対前年度当初予算額 ▲ 3.4億円）
	医療扶助	1兆4,488.5億円	（対前年度当初予算額 ▲ 15.3億円）
	介護扶助	789.7億円	（対前年度当初予算額 18.4億円）

## 令和3年度生活保護関係負担金・補助金等の新規・拡充事項

- ①日常生活支援住居施設委託事務費（平年度化）26.8億円  
改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する経費を負担する。
- ②被保護者健康管理支援事業の円滑な実施（平年度化）35.1億円  
改正生活保護法に基づき、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業が必須事業化されることから、円滑に実施するために必要な経費を負担する。
- ③居住不安定者等居宅生活移行支援事業の実施（新規）7.4億円  
生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援を推進する。
- ④その他拡充事項
  - ・ 保護施設事務費負担金において、救護施設居宅生活訓練事業の職員配置等の拡充を行うとともに、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策として、救護施設等における施設外での一時的な見守り支援を実施する経費及び感染拡大防止マニュアル等研修実施経費の加算を新設。
  - ・ 社会福祉施設整備費補助金（障害保健福祉部計上）において、従来の保護施設等に加え、日常生活支援住居施設の施設整備に要する費用を補助。
  - ・ 日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修委託費を創設（本省費11,370千円）。

## （参考）令和2年度第三次補正予算案

- 保護施設における感染拡大防止対策にかかる支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）140億円の内数）
- 感染症拡大に伴う面接相談等体制の強化（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（仮称）140億円の内数）
- 生活保護業務のデジタル化の推進 4.8億円 ○ 無料低額宿泊所の個室化等に要する費用の補助（社会福祉施設等整備費（障害保健福祉部計上））



## 4 自殺対策の推進

### (1) 現状・課題

- 自殺者数は10年連続で減少していたが、昨年7月以降増加の傾向にあり、特に女性の自殺者が増加している。厚生労働大臣の指定調査研究等法人である(一社)いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)の分析によると、女性の自殺の背景に潜む経済生活問題、DV被害、育児の悩みなど様々な問題がコロナ禍において深刻化し、自殺者数の増加に影響を与えている可能性等が指摘されている。
- 相談数の増加により、相談窓口に繋がりにくいという声もある。こころの健康相談統一ダイヤルの夜間相談対応のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分に相談を実施(令和3年1月11日以降、順次開始)。

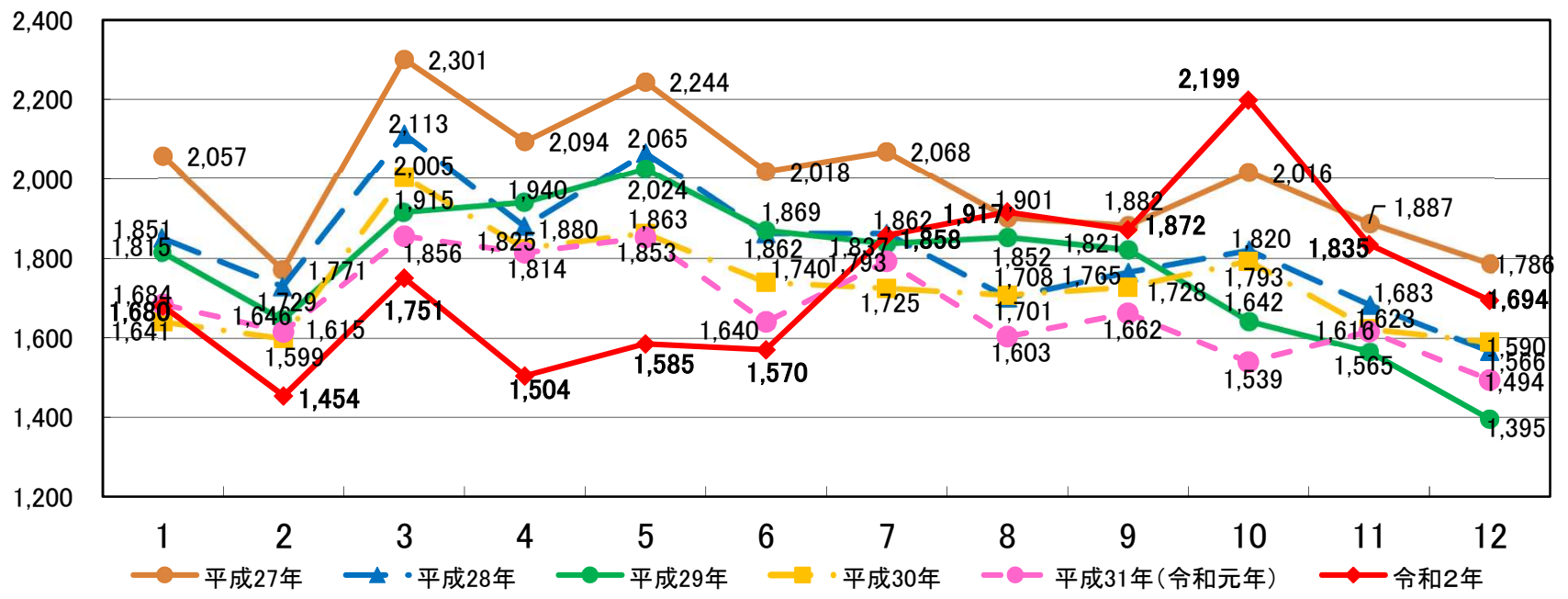
### (2) 令和3年度の取組

- 自殺対策の指針である「自殺対策総合大綱」については、令和3年度から次期見直しに向けた検討を始める予定。
- 地域自殺対策強化交付金において新たに、
  - ① 国において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者(仮称)」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築。
  - ② 地方自治体において、新たにSNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者(仮称)」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、令和2年度第三次補正予算案に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上しており、来年度も継続した支援を実施。

### (3) 依頼・連絡事項

- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。
- 地域自殺対策強化交付金の交付に当たり、自殺対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- JSCPにおいて、「自治体コンシェルジュ」を配置するなど自治体に対する支援体制を構築しているので活用いただきたい。

### 自殺者数の最近の動向（月別総数）



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和2年	合計	1,680	1,454	1,751	1,504	1,585	1,570	1,858	1,917	1,872	2,199	1,835	1,694	20,919
	男性	1,185	1,026	1,244	1,062	1,091	1,061	1,195	1,244	1,219	1,320	1,194	1,102	13,943
	女性	495	428	507	442	494	509	663	673	653	879	641	592	6,976
平成31年(令和元年)	合計	1,684	1,615	1,856	1,814	1,853	1,640	1,793	1,603	1,662	1,539	1,616	1,494	20,169
	男性	1,176	1,122	1,324	1,289	1,298	1,145	1,230	1,139	1,161	1,073	1,086	1,035	14,078
	女性	508	493	532	525	555	495	563	464	501	466	530	459	6,091
対前年増減数 (2-元)	総数	-4	-161	-105	-310	-268	-70	65	314	210	660	219	200	750
	男性	9	-96	-80	-227	-207	-84	-35	105	58	247	108	67	-135
	女性	-13	-65	-25	-83	-61	14	100	209	152	413	111	133	885

※令和元年は確定値、令和2年1月～11月は暫定値、12月は速報値

# 自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞

自殺死亡率を令和8年までに  
平成27年比で30%以上減少

## 令和3年度予算案 34億円(令和2年度33億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	27.8億円 (26.3億円)
調査研究等業務交付金	4.4億円 (4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.3億円 (1.3億円)
その他(本省費)	94百万円 (96百万円)

## ※令和2年度第三次補正予算案

⑧ 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称) 140億円の内数

### 1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進(令和3年度:27.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。
- ⑧ SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。
- コロナ禍において、自殺防止対策に取り組む民間団体に対して、電話やSNSを活用した相談事業等に継続的な支援を行う。

### 2. 指定調査研究等法人機能への確保等(令和3年度:6.6億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人が行う調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。

### 3. ⑧ 自殺防止対策に係る相談支援の体制強化(令和2年度第三次補正予算案:140億の内数)

- コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。
- 自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。

SNS等の相談から、地域におけるネットワークを活用した包括的な支援



対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



## 5 ひきこもり支援の推進について

### (1) 現状・課題

- ひきこもり支援は「就職氷河期世代支援プログラム」(令和元年6月21日閣議決定。以下、「支援プログラム」)にも位置づけられており、また、令和3年度は「就職氷河期世代支援に関する行動計画2020」(令和2年12月25日)に基づく集中取組期間の2年目となる。
- 支援プログラムでは、「各都道府県等において、支援対象者が存在する基礎自治体の協力を得て、対象者の実態やニーズを明らかにし、その結果に基づき必要な支援が届く体制を構築することを目指す」とされている。

### (2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算案で新設する「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)」において、新たに、
  - ・ ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNS・電話等による支援の充実(都道府県、市区町村事業)
  - ・ 都道府県による市町村プラットフォーム設置・運営の支援(都道府県事業)に取り組む自治体に対する補助を実施する。
- 令和3年度予算案において、引き続き、自立相談支援機関へのアウトリーチ支援員の配置や、中高年のひきこもり状態にある者をはじめとした当事者個々が参加しやすい居場所づくり等の多様な社会参加の場の確保等の取組について、自治体への補助を実施し、ひきこもり支援を推進する。
- 国において、気運醸成と情報のアウトリーチとして、ひきこもり支援に関する普及啓発と情報発信(国事業)を実施する。

### (3) 依頼・連絡事項

- ひきこもり支援体制の構築にあたり、原則、令和3年度末までに、全ての市区町村において以下①～③の全てに取り組んでいただくようお願いする。
  - ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
  - ② 地域における支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
  - ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営
- 各自治体におけるひきこもり支援の推進にあたっては、令和2年度第三次補正予算案に盛り込んだ新たな事業、及び、ひきこもり支援推進事業の積極的な実施をお願いする。
- ひきこもり支援に関する状況について、本年3月を目処に、令和2年度実績のフォローアップ調査を依頼する予定であるため、あらかじめ協力をお願いする。
  - ※ 調査の内容は、昨年8月と同様、各自治体におけるひきこもり支援に関する状況、支援対象者の実態・ニーズ把握の状況、ひきこもり相談窓口の明確化・周知の状況、市町村プラットフォームの設置状況等を予定。

# ひきこもり支援施策の全体像

## 市町村域

### 生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

#### 自立相談支援事業

- 相談者の相談内容に応じて、継続的な支援（プラン作成）を行うとともに、適切な関係機関へつなぐ。
- 相談内容ごとに適切な判断をする「司令塔」として、多くの関係機関との連携を図っておくことが重要。
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

#### 就労準備支援事業

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等を実施。
- 就労準備支援等の実施体制の整備促進
- 就労支援の機能強化

### ひきこもりに特化した事業

#### ひきこもりサポート事業

- ひきこもりの状態にある本人、家族からの相談を受けて、訪問による支援や専門機関への紹介等を行う。
- ひきこもりの居場所づくり、ひきこもり施策情報の発信を行う。
- 中高年をはじめ当事者個々が参加しやすい居場所づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催
- 調査研究や広報の実施

#### ★ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

★SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援を行う。

【令和2年度第三次補正予算案】



## 都道府県（指定都市）域

### ひきこもり地域支援センター

ひきこもり支援コーディネーター  
多職種チーム

#### ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターが、関係機関と連携して訪問支援を行うことにより早期に適切な機関につなぐ
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の多職種から構成されるチームの設置

#### ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもりの経験者（ピアサポーター）を含む「ひきこもりサポーター」を養成し、訪問による支援等を行う。
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

## 国

#### ★普及啓発と情報発信

★ひきこもり支援に関する情報発信を行い、ひきこもりへの理解促進を図り、当事者が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進

# ひきこもり支援施策の推進について(令和2年10月27日地域福祉課長通知)

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

(取組の基本的な考え方)

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域の支援内容・体制の検討や、関係者間での支援の目標共有に向けた支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組(★)

## I 市区町村において取り組むこと

- 原則、**令和3年度末までに、上記①～③(★)の全ての取組を実施すること**
- その取組の前提として以下を実施
  - ・ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
  - ・関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 [支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施]
  - ・近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

## II 都道府県において取り組むこと

- **管内市区町村における①～③(★)の取組状況を把握**し、以下の取組や支援を実施すること
  - ・管内市区町村における
    - ・ひきこもり支援の取組状況の把握 [市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携]
    - ・それぞれの取組の意義に関する理解促進 [市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施]
    - ・取組の横展開
    - ・庁内及び関係者との調整への支援
  - ・自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

### ①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

### ②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

### ③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

## 6 成年後見制度の利用促進について

### (1) 現状・課題

- 成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であるが、十分に利用されていないことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立、平成29年3月に同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定。
- 令和元年5月に基本計画に係るKPIとして、中核機関の整備や市町村計画の策定などについて、令和3年度末までの目標を設定し、認知症施策推進大綱に盛り込まれたところ。
  - 〈基本計画に係るKPI(令和3年度末の目標)〉
    - ・ 中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村
    - ・ 市町村計画を策定した市区町村数 ⇒ 目標値:全1741市区町村 等
- 令和2年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において、基本計画の中間検証結果をとりまとめたところ。

### (2) 令和3年度の取組

- 令和2年度第三次補正予算案において、中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進や条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携を推進するための補助事業を創設。(新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(仮称)の一部)
- また、令和3年度予算案において、引き続き都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ支援や、中核機関等における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦の取組、後見人等への意思決定支援研修や任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化等にかかる予算を計上している。
- KPIの達成に向けて、引き続き中核機関の整備等を推進するとともに、令和3年度が最終年度である成年後見制度利用促進基本計画の見直しに向けて検討を進めていく。

### (3) 依頼・連絡事項

- 都道府県におかれては、KPIの達成に向けて、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体等と連携の下、管内市区町村の体制整備の支援や働きかけを行うなど、広域的な観点から管内市区町村の体制整備についての主導的な役割をお願いします。
- 市区町村におかれては、KPIを踏まえて中核機関の整備や市町村計画の策定に向けた積極的な取組をお願いします。

# 成年後見制度利用促進のための体制整備

令和3年度予算案：5.9億円

- 今後、認知症や単身の高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 成年後見制度利用促進基本計画及び認知症施策推進大綱を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定などを推進する。

## 1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進、都道府県による支援体制強化 3.9億円

- 基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画の策定、都道府県による市町村支援体制の強化を推進。
  - 中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等、市町村職員・中核機関職員等に対する国研修の実施
  - 中核機関における市民後見人や親族後見人への支援体制強化、適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

## 2 後見人等への意思決定支援研修の実施 0.6億円

- 利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

## 3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化 1.4億円

- 国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業」を実施する。

### ●新型コロナウイルス感染症を踏まえた中核機関の整備・都道府県による支援体制強化事業 令和2年度第三次補正予算案：140億円の内数

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、様々な往来が控えられる状況においても、過疎等の条件不利地域を含め、全国どの地域でも成年後見制度の相談等に応じられるよう、権利擁護支援の体制を整備
  - ・ 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用の推進
  - ・ 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携の推進

### ●成年後見制度利用促進に係る現状調査等事業 令和2年度第三次補正予算案：33百万円

- 中核機関等の体制整備を図る上での課題や支援ニーズ数を把握を行うため、民間事業者の調査により成年後見制度利用促進に係る取組状況の詳細な把握を行うとともに、市町村が権利擁護支援ニーズ等を簡便に推計できるモデルを構築する。



## 7 福祉・介護人材の確保対策について

### (1) 現状・課題

- 介護人材の確保育成は喫緊の課題。平成30年5月に公表した第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数によると、2016（平成28）年度の介護職員数約190万人に加えて、2020年度末までに約26万人（合計で約216万人）、2025年度末までに約55万人（合計で約245万人）、すなわち年間6万人程度の介護人材の伸びが必要と見込んでいる。※今後、各都道府県において、第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量等を踏まえ、介護人材の需給推計を実施することとしているため、数字は変わりうる。
- また、介護分野における有効求人倍率は、コロナ下においても高い水準で推移しており、今後の我が国の人口動態を踏まえれば、介護人材の確保は一段と厳しくなることが想定される。

### (2) 令和3年度の取組

- 介護人材確保対策については、2019年10月から、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、更なる処遇改善を行っているほか、
  - ・ 介護分野へのアクティブ・シニア等の参入を促すための「入門的研修」の普及や、介護福祉士資格の取得を目指す留学生など外国人材の受入環境の整備等、多様な人材の参入促進
  - ・ 介護ロボット・ICTを活用した生産性向上の推進による業務負担の軽減や職場環境の改善など、働きやすい環境の確保
  - ・ 介護の仕事の魅力発信などによる普及啓発等、総合的な介護人材の確保に取り組んでいる。
- 令和3年度予算案においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
  - ・ 介護人材の確保のための新たな返済免除付き貸付事業の創設  
（福祉系高校に通う学生に対する支援、他業種で働いていた者等多様な人材の介護分野への参入促進に対する支援（※））
  - ・ 「多様な年齢層」をターゲットとした「多様な働き方（時短勤務、兼業・副業等）」の導入のモデル実施に対する支援
  - ・ 在留資格「特定技能」に関する試験の着実な実施や、外国人材と介護施設等とのマッチング支援事業の実施などによる、外国人材の活用促進に取り組む。

※P25「雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ」を参照

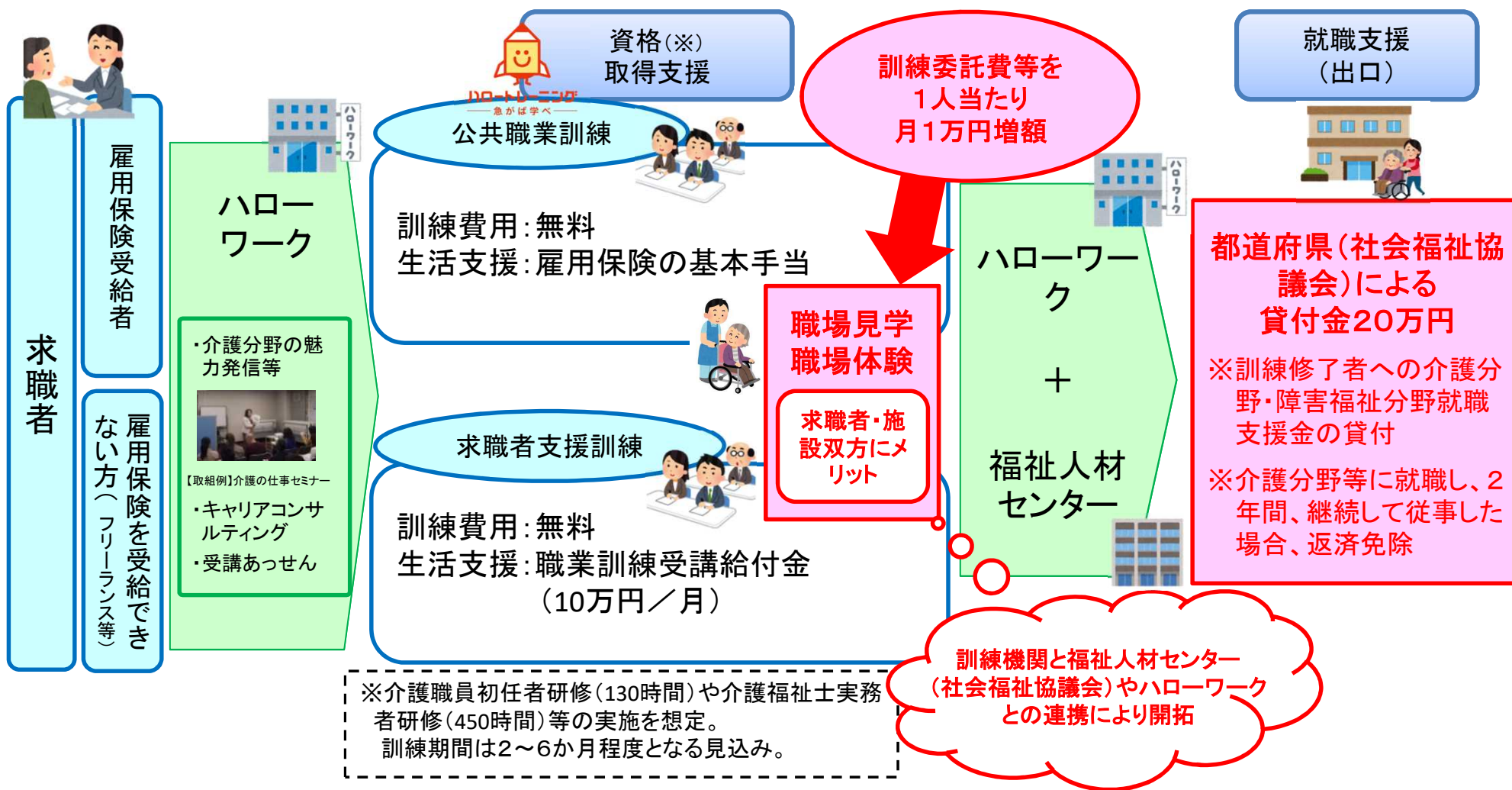
### (3) 依頼・連絡事項

- 今般のコロナ禍において介護人材不足が深刻化。令和3年度予算案において、新たな介護人材確保に係る事業について、必要な国庫補助額を計上。特に、新たに創設される返済免除付き貸付事業は、一部が地域医療総合確保基金におけるメニューとして加わり、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金と一体的に実施することとしており、各都道府県におかれても、必要な金額について予算措置等を行っていただくとともに、都道府県社会福祉協議会等関係団体や労働関係部局と連携していただき、新たな事業が適切かつ着実に実施されるようお願いする。

# 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。



## 8 社会福祉法人制度等について

### (1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえつつ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、上記のような状況を踏まえつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

### (2) 令和3年度の取組

- 昨年6月に公布された社会福祉法等の一部改正法に基づき創設されることとなる「社会福祉連携推進法人制度」の運用の詳細、会計基準の検討及び施行準備(所轄庁への説明会、意見交換を含む)。
- 社会福祉法人の運営に当たって、令和2年度決算作業や役員・評議員の改選等については、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、理事会・評議員会をオンラインで行うなど、柔軟に対応予定。

### (3) 依頼・連絡事項

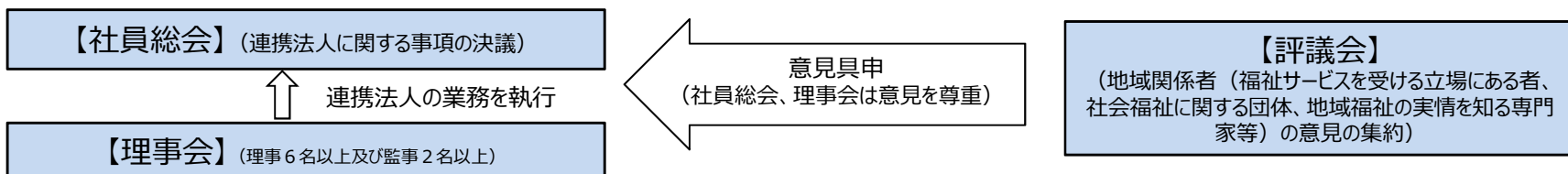
- 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、社会福祉法人と同様、都道府県又は市等が担うこととなるので、令和4年6月までの円滑な施行に向け、体制整備を含めた準備作業にご協力をお願いしたい。
- 平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、社会福祉法人への柔軟な指導を引き続きお願いしたい。

# 社会福祉連携推進法人制度の創設について

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
  - このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。
- (※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



要件を満たしたものを認定・監督

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)  
社会福祉法人と同様。事業区域等により決定。

### 【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

### 【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

# 社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

## 1 設置の趣旨

- 社会福祉連携推進法人制度の施行に向け、その具体的な運営の在り方等について検討を行う。

## 2 構成員(敬称略・五十音順)

(座長)	川原 丈貴	川原経営グループ 代表
	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
	宮川 泰伸	独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部福祉審査課長
	山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

## 3 検討項目等

- 令和2年11月に検討会を設置し、以下のような項目について、議論を進める。

### (1) 社会福祉連携推進法人の業務内容

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

### (2) 社会福祉連携推進法人のガバナンスルール

- ・ 社員の範囲
- ・ 社員の議決権の取扱い
- ・ 評議会の運営

### (3) 社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法 等

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において実施。

※ 検討会の会議、資料、議事録は原則として公開する。ただし、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある等の場合にあっては、非公開とすることができる。

## 9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### (1) 現状・課題

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム(DWAT)について＞

- 災害福祉支援ネットワークは42都道府県で構築、DWATは33府県で設置がされているものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、今年度中に災害時情報共有システムを構築し、令和3年度から運用することとしている。

### (2) 令和3年度の取組

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム(DWAT)について＞

- 全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置を要請するとともに、令和3年度予算案で拡充した災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業等を活用し、災害時に迅速に活動できる体制の整備を目指す。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 災害時情報共有システムについては、今年度中に動作テストを行い、令和3年度から運用を開始。災害時には当該システムを活用し被災状況を把握。  
※当面の間、当該システムでの被災状況の把握と従前の把握方法（被災状況整理表による報告）を併用。

### (3) 依頼・連絡事項

＜災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム(DWAT)について＞

- 未構築・未設置都道府県において、早急に災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置がされるよう、検討を加速化させるとともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用した体制強化に向けた取組をお願いしたい。

＜社会福祉施設等の被災状況の把握について＞

- 災害時情報共有システムの運用開始にあたり、施設・事業所において基本情報（自家発電機の有無や洪水浸水想定区域の該当の有無など）の入力を依頼することになるので、周知、指導などの速やかな対応をお願いしたい。
- また、当該システム稼働後の被災状況の把握方法については、今年度末までにお知らせする予定である。

## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは42都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは33府県(うち活動実績があるのは13府県)

※ 「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	年度内設置予定	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	年度内構築予定	令和3年度設置予定	広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	検討中
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	年度内設置予定
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	年度内設置予定
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	検討中	大分県		○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	○	年度内設置予定
神奈川県	○	年度内設置予定	和歌山県	検討中		鹿児島県	○	設置準備中
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	年度内設置予定	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。

# 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の拡充

令和3年度予算案:101,395千円(79,244千円)

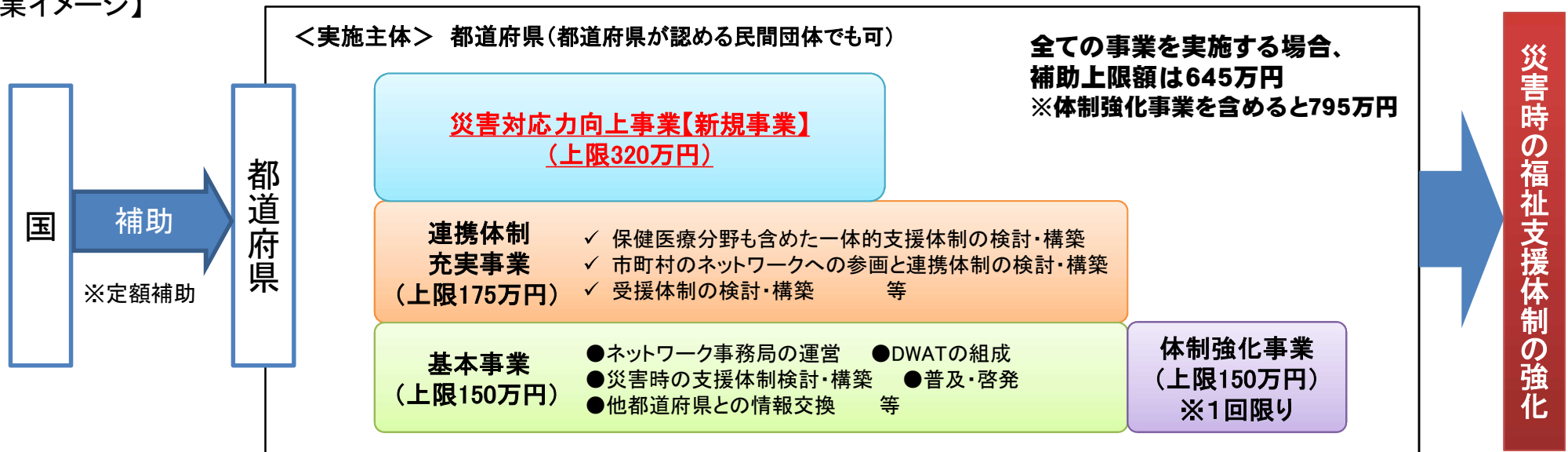
## 【要求要旨】

- 災害福祉支援ネットワークの構築は、避難所で要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成し、避難所への派遣等、必要な支援体制を確保するものである。
- 近年、甚大な被害をもたらす災害が多く発生しており、災害時における避難所での要配慮者に対する福祉支援体制の構築や、平時からの災害発生時における社会福祉施設等の事業継続が可能な体制作りは重要な課題である。
- このため、平時の段階から、迅速にDWATを派遣することができるよう派遣リストの整備や災害時の支援に係る研修・訓練の実施などに取り組むとともに、福祉避難所としての役割を果たす社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定促進等に取り組む必要がある。また、災害時には、整備したリストをもとに派遣のコーディネートや保健医療等の他職種との連携した活動も必要となる。
- こうしたことを踏まえ、災害福祉支援に係る対応力向上を図るため、コーディネーターによる災害時におけるDWATの迅速な派遣に向けた取組や平時における社会福祉施設等に対する事業継続計画(BCP)の策定支援等の実施に必要な経費を要求し、補助上限額の更なる引き上げを図る。

## 【事業内容(拡充内容)】

- 災害への対応力向上のための災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を推進。
  - ・ 災害時におけるDWATの迅速な派遣調整等のコーディネートや災害医療コーディネーター等との連携
  - ・ 平時において、保健医療活動チームとの合同研修・訓練の実施や社会福祉施設等における事業継続計画(BCP)の策定を支援 等

## 【事業イメージ】





# 10 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

## (1) 現状・課題

- 地域生活定着支援センターは、福祉的支援が必要な高齢又は障害のある矯正施設(刑務所、少年院等)収容者に対し、釈放後直ちに福祉的支援を受けられるよう、矯正施設収容中から、福祉関係者等と連携して、支援(いわゆる出口支援)を行っている。
- 一部の地域生活定着支援センターでは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等に対し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用するための支援(いわゆる入口支援)を実施しているが、出口支援を主とするセンター職員の体制上、十分な対応はできていない。
- 平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」では、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方について2年以内に検討を行い、施策を実施することとされている。

## (2) 令和3年度の取組

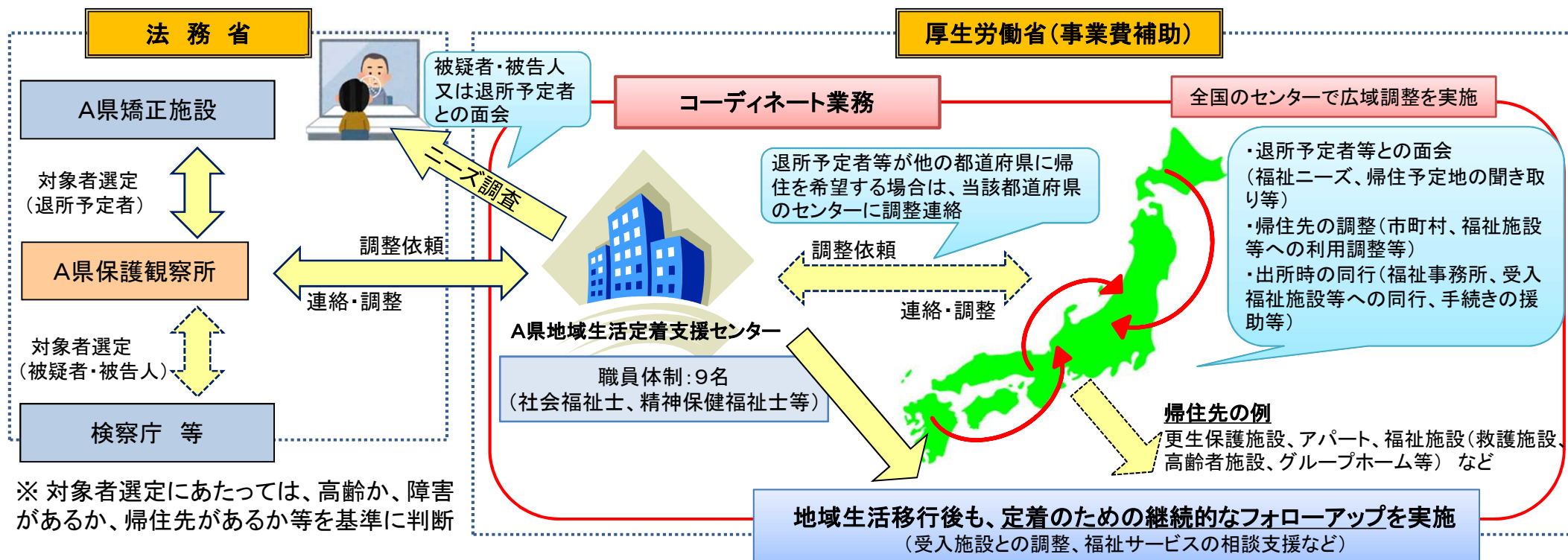
- 矯正施設収容者に対する出口支援は、令和2年度と同様に実施する。
- 上記「再犯防止推進計画」を踏まえ、入口支援として、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターにおいて新たに高齢・障害被疑者等支援業務を開始する。
- 国において、地域生活定着支援センター職員を対象とした階層別の地域生活定着支援人材養成研修を実施する。

## (3) 依頼・連絡事項

- 新たに開始する高齢・障害被疑者等支援業務について、円滑かつ早期に開始できるよう、関係機関との協議、必要な地域生活定着支援センター職員の体制整備等を着実に進めるようお願いしたい。
- 地域定着支援促進事業の更なる推進・充実のため、必要な事業費の確保について、特段の御配慮をお願いしたい。
- 地域共生社会の実現の観点からも、支援対象者の円滑な地域生活への移行が行われるよう努め、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いしたい。
- 地域生活定着支援人材養成研修について、対象となる職員の積極的な受講についてお願いしたい。

# 地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能に**。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、**刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等**で**高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者**に対して、**釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援**を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。



# 高齢・障害被疑者等支援業務について

## 【要旨】

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

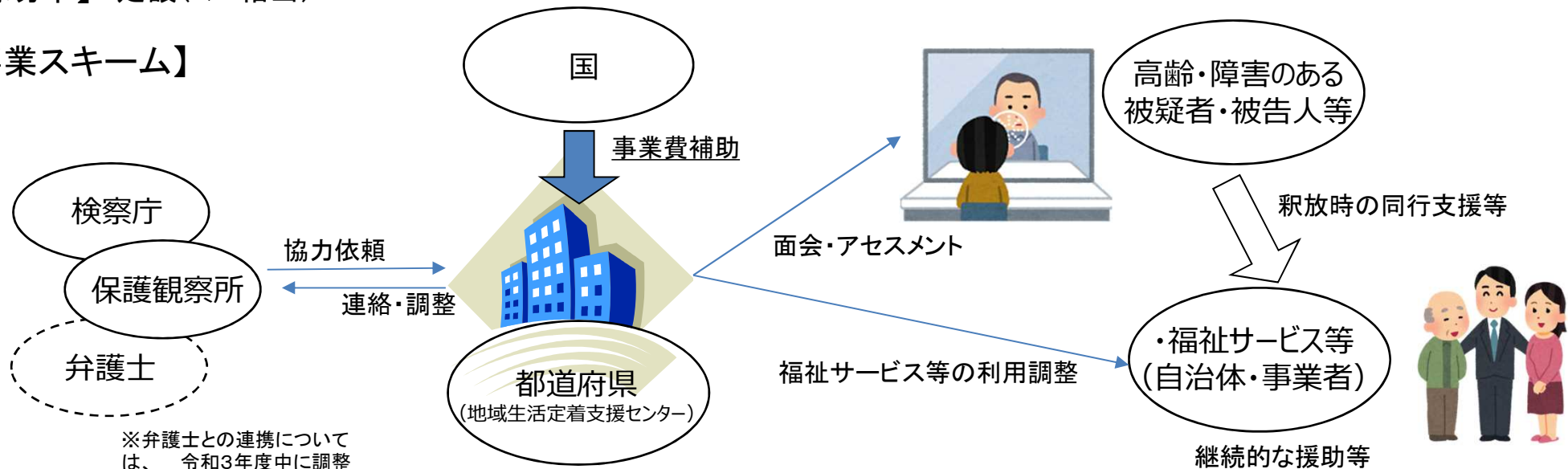
## 【事業内容】

- 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

## 【事業スキーム】



## 入口支援の背景等について

### ○再犯防止推進法（平成28年12月14日法律第104号）

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

第3章 1. (2) ③イ

法務省及び厚生労働省は、（中略）一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論をだし、その結論に基づき施策を実施する。

### ○再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）

第1

（前略）満期釈放者はもとより、刑事司法手続きの入口段階にある起訴猶予者等を含む犯罪をした者等の再犯・再非行を防ぐためには、刑事司法関係機関における取組のみでは十分でなく、それぞれの地域社会において、住民に身近な各種サービスを提供している地方公共団体による取組が不可欠である。

第2 (3) ウ

（前略）地域生活定着支援センター（中略）が、就労支援、職場への定着支援及び福祉サービスの利用支援等の面での連携を強化し、更生保護施設、自立準備ホーム、住み込み就労が可能な協力雇用主、福祉施設、公営住宅等の居場所の確保に努める。

第2 (3) オ

満期釈放者対策の充実を図るため、（中略）地域生活定着支援センター等の体制を強化する。

### ○骨太の方針2019

第2章 5. (7) ②

（前略）再犯者を減少させるため、（中略）福祉等の利用促進（中略）を強化するとともに、（後略）。

### ○自由民主党政務調査会再犯防止推進特別委員会・更生保護を考える議員の会

令和2年6月提言「満期釈放者対策等の充実強化に向けた緊急提言」

4 高齢・障害等のある刑務所出所者等対策の充実強化

高齢・障害等のある刑務所出所者等についても手厚い対応ができるよう、政府が、（中略）地域生活定着支援センターとも連携を密にし、その体制を強化するなど、いわゆる入口支援も含め、継続的な支援を確実に実施すること。

## 参考) 高齢出所受刑者の再入状況(特別調整の有無別)

出典:平成30年版犯罪白書

法務総合研究所では、高齢受刑者に対する支援の状況や再犯の実態等について明らかにすることを目的に高齢出所受刑者の調査を実施した。

調査対象者は、平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢出所受刑者である。これらの者につき、基本的属性や特別調整の状況等について刑事施設に対する調査を行うとともに、調査時点から27年5月末日までの間における、再犯による刑事施設への再入所の有無及び再犯期間等について、刑事確定記録等に基づく調査を行った。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 ( )内は、実人員である。

## 社会・援護局(社会) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	地域福祉課	地域共生支援調整係	田代	2217
2 生活困窮者自立支援制度の推進について	生活困窮者自立支援室	相談支援係 居住支援係	櫻井 中村	2879 2876
3 生活保護制度について	保護課	総務係	近藤	2824
4 自殺対策の推進について	自殺対策推進室	企画調整係	坪井	2837
5 ひきこもり支援について	地域福祉課	地域福祉係	川久保	2219
6 成年後見制度の利用促進について	成年後見制度利用促進室	企画調整係	上辻	2226
7 福祉・介護人材の確保対策について	福祉人材確保対策室	マンパワー企画係	村田	2849
8 社会福祉法人制度等について	福祉基盤課	法人経営指導係	滝澤	2869
9 社会福祉施設等の防災・減災対策等について	福祉基盤課	予算係	鈴木	2864
10 矯正施設退所者の地域生活定着支援について	総務課	—	青木	2816